

保 育 課

**港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部改正について**

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する政令の施行に伴い、港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）の規定の一部を改正します。

※特定教育・保育施設は、保育所、幼稚園、認定こども園をいいます。また、特定地域型保育事業は、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの事業をいいます。

1 改正理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する政令（令和元年内閣府令第8号）が令和元年10月1日に施行され、食事の提供に要する費用の額の支払いを保護者から受けることができることとされることから、条例の規定の一部を改正します。

2 改正内容

（1）食事の提供に要する経費

3歳以上の保護者から主食に要する経費に加え、副食に要する経費についても保護者から徴収することができる経費とします。

（2）その他規程の整備

特定地域型保育事業者と特定教育・保育施設等との連携についての規定等を整備します。

3 施行期日

令和元年10月1日